

リスクアセスメント：リスクの見積り例〔特化物第3類〕

環境・健康

特定化学物質の第3類物質は作業環境測定義務付けがないため、作業環境測定等がほとんど行われていないこと、また第3類8物質はすべて検知管法による測定が可能ことから、検知管法によるリスクアセスメントは、簡便で有用な方法と考えます。下記に特定化学物質第3類物質の検知管法を用いたリスクの見積り例を示しました。なお、検知管法は、妨害成分の影響を受けやすいこと、また、成分の分別定量ができないため、必要に応じ他の分析法により測定することが望まれます。

特定化学物質第3類物質の検知管を用いたリスクの見積り例

測定対象物質の把握	SDS等の情報を基に、測定対象物質を把握
使用検知管の選定	測定対象物質に対応する検知管を選定 ¹⁾
ばく露濃度の測定	B測定に準じ、検知管法により作業者の呼吸域でばく露濃度を測定
評価の指標	許容濃度を評価の指標とする ¹⁾
リスクの見積り	[大] 評価の指標を超える [中] 評価の指標を超える可能性がある(評価の指標の1/2以上) [小] 評価の指標を超えない(評価の指標の1/2未満)

1) kes Information No.223 リスクアセスメント：特化物第3類〔検知管法・評価指標〕

kes サポート

課 題	kes サポート
有害物質の体内ばく露状況の調査	生物学的モニタリング
有害物質の体外ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング
有害物質の体外ばく露の情報	作業環境測定
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施